



第2章

住宅政策の基本方針



第2章 住宅政策の基本方針

1 基本方針 ～みんなで作り上げる、住まいの安心・安全と3つの力～

本格的な人口減少、少子・高齢社会において、県民生活の土台となる住まいの確保と本県の持続可能な発展を実現するため、「安心・安全」の確保を基盤とした「子育て力」、「環境力」、「地域力」の3つの力の向上を、住宅政策を展開する上での基本方針とします。

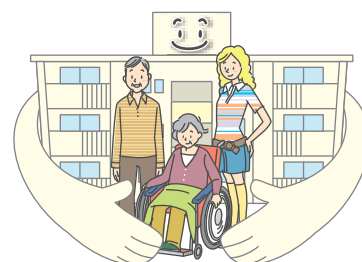
本県の住まいづくりの課題を、住む人（県民）、つくる人（ハウスメーカー、工務店等）、流通させる人（不動産関係者、市民団体、NPO等）、行政など多様な主体が共有して、安心・安全と3つの力を高めるための活動を重ね、ムーブメントを起こすことで、本県の持続可能な発展と県民が幸せを実感できる住生活の実現を目指します。



2 基本的な考え

(1) 「安心・安全」の確保

「安心・安全」の確保とは、低額所得者、高齢者、障害者、外国人等への住宅の確保をはじめとして、すべての県民が安心して安全な住生活を送れるようにすることです。



住宅は人生の大半を過ごす場であり、安定した生活を送る上で欠くことのできないかけがえのない空間です。そこで、公営住宅の供給はもとより、民間賃貸住宅事業者にも協力を求めるなど様々な手段を講じて、重層的なセーフティネットの構築を目指します。

(2) 「子育て力」の向上

「子育て力」の向上とは、未来を担う子どもとその家族の定住を促進し、本県のまちづくりにおける未来の「ちから」を高めることです。

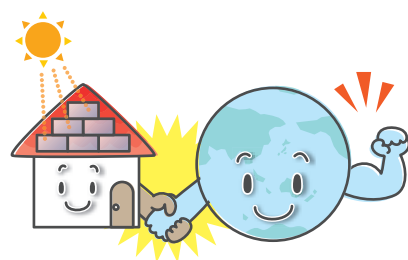
人口減少、少子・高齢社会において、本県が活力を維持していくため、子育てに適した良質な住まいの供給支援や、地域の子育て支援施設との連携などを通じて、子育て世帯の生き活きとして暮らしの実現を、住まいから応援します。



(3) 「環境力」の向上

「環境力」の向上とは、快適な住生活を維持しつつ、自然環境への負荷を少なくする住宅供給や住まい方などの循環型社会づくりを進め、次世代に良好な住環境を引き継ぐ「ちから」を高めることです。

特に、地球温暖化対策などの問題は喫緊の課題となっています。そこで、住まいの省エネルギー性能の向上といったハードとライフスタイルの見直しなどのソフトの両面から、住まいからの低炭素社会の実現を目指します。



(4) 「地域力」の向上

「地域力」の向上とは、住まいやまちづくりを通じて地域の温かい人間関係を築き上げること等によって、地域の総合的な「ちから」を高め、住んでいる地域を好きになることです。

多彩な担い手の育成、コミュニティの再生、地域の自主的なルールづくり等に対する支援を通じて、多様化・高度化する県民の生活ニーズにきめ細やかに対応し、住んでいて良かったと思える地域づくりを目指します。



